長与町農業委員会会議録

平成２６年５月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２６年５月農業委員会総会

１．日時　　平成２６年５月２６日（木）９時３０分～１１時００分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１５名）

職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（１名）

１番　田中　稔

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第２号議案　農用地利用集積計画について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	松本　廣
農地・農政係長	田中　廣幸
農地・農政係主事	中山　高宏

事務局　おはようございます。総会が始まる前に総会規則について申し上げます。平成２６年５月の総会が開催されるにあたりまして、長与町農業委員会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上の１５人の出席であることをご報告いたします。本日の欠席者は１番田中委員となっております。尚、田中委員が会長ですが、欠席とのこともあって議長は職務代理が務めることになりますので、議事等の進行も併せてよろしくお願いいたします。

議　長　おはようございます。２６年５月の農業委員会総会を開催いたします。本日はお忙しい中にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今、ご報告がありましたように、会長が他の用件と重なりまして、この農業委員会総会を欠席されていますので、私が代わって進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず始めに、日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２名指名させていただきますがご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　異議なしということですので、議事録署名委員に１２番坂口委員さん、１３番井上委員さんを指名いたします。

次に日程第２、本日の案件は第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請について４件、第２号議案　農用地利用集積計画について６件、以上までが議案審議となっております。そして、最後に日程第３の報告事項となります。また、先月の総会で、５月２９日に開催される長与町農作業労働災害対策協議会研修会への委員出席をお願いされたところでございますが、引き続き長与町と時津町の農業委員合同による勉強会も併せて行うことになっているようでございます。当日は最後までお付き合いの程よろしくお願い申し上げます。

それでは審議に入りますが、議案等でご意見・ご質問される際は挙手をして番号氏名を必ずお願いいたします。なお、例月のことですがご意見並びにご質問は議事録として公開しておりますので提出された内容に沿っての審議とご発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、日程第２、第１号議案　農地法第５条の規定による許可申請についての１件目を事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　はい、先に送付いたしました議案書の１ページをお開き下さい。第１号議案、農地法第５条の規定による許可申請についてになります。整理番号５（５－１）、申請地が長与町嬉里郷(地番)、畑、登記簿上の面積は３４４㎡となっていますが、土地区画整理事業での区画整理後の仮換地後面積は７０㎡となっております。２筆目が同じく(地番)、畑、７９２㎡。同じく３筆目が(地番)、畑、１０㎡です。換地後面積は１６８㎡で換地後合計面積は２３８㎡となります。登記簿上の合計面積は１，１４６㎡です。現況は宅地造成中で住宅用地です。

農地区分は農用地区域外の３筆です。申請者は譲渡人が長与町嬉里郷(地番)、(氏名)さん。譲受人は長崎市三川町(地番)、(氏名)さん。申請目的は住宅用地としての所有権移転の売買です。施設の概要は軽量鉄骨造瓦葺２階建て、建築面積は８２．０８㎡となっています。水道・下水道等のインフラは整備済みです。なお、法的な説明での立地基準は３種農地で、一般基準は資金面を始め計画性も含め書類審査では問題ないということでご報告いたします。

申請地の場所をご説明いたします。２ページをお開き下さい。図面中央下の住居地区Ｂの一角です。赤色の四角で塗りつぶしているところが所在地になります。以上が説明となります。

議　長　　事務局の説明に関連して、地元担当委員さんから補足説明はありませんか。

７　番　　７番辻田です。ありません。

議　長　　無いようですので、他の委員さんからご意見ご質問を受けたいと思います。

８　番　　８番柿本です。質問です。教えていただきたいのですが、(地番)が台帳面積で３４４㎡なのに換地後面積が７２㎡に減るというのはどんな理由なのでしょうか。

事務局　　区画整理ですので、全体の開発面積の中には山林や宅地や農地があります。それを一つの区域として整理しますので、現在の登記簿の面積を元にします。(地番)が他の宅地の一部として入っているということになり、他の地番で出てくるかと思います。

議　長　　他にご意見ご質問ありませんか。質問等が無いようでしたら審議を終了しますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　提出された１件目の農地法第５条の規定による許可申請は県に進達することについてご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとのことですので、進達することに決定いたします。
次に２件目の５条の申請についてお願いいたします。

事務局　　はい、３ページをお開き下さい。整理番号６（５－２）、申請地が長与町高田郷（地番）、畑、面積が２７９㎡。農地区分は農用地区域外の１筆です。申請者は譲渡人が長与町高田郷（地番）、（氏名）さん。譲受人は長与町嬉里郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は資材置場としての所有権移転の売買です。施設の概要といたしましては引越業の事業用としての資材置場ということです。所要面積は転用面積と同じ２７９㎡です。備考欄をご覧ください。現在、事業者は町内で引越業をされていますが、リサイクル品等も扱われており、ここを一時的な置場として利用をされるということです。市街化調整区域になりますので建築物につきましては県の建築課で手続きをすることになりますが、今回に限りましては建物は作らないということでの申請がされておりますので問題はないとして受付しております。ここにつきましては法的な立地基準は２種農地で、一般基準については問題ありません。
申請地の場所をご説明いたします。４ページをお開き下さい。（施設名）の正門を起点としまして申請地まで約５５０ｍになります。地積図でご覧のとおり（施設名）の高架手前から左に約１２０ｍ緩やかな道路を上った青色で表示しているところになります。以上です。

議　長　　事務局からの説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

１０番　　１０番河内です。２０日に事務局の方と現地に行きました。申請された土地は（地番）ですが、下にも上にも畑がありますが、下の畑については（地番）を境に側溝があります。上の畑については、現在、草を刈られています。その上の（地番）の山林は竹やぶになっている状態です。今回の申請内容については別段支障が無いと思います。

議　長　　補足説明が終わりましたが、ご意見ご質問等はございませんか。

【はいの声あり】

議　長　　ご意見等が無いようなので審議を終了いたします。
この２件目の農地法第５条の規定による許可申請も県に進達することについてご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとのことですので進達することに決定いたします。続いて３件目の５条申請についてお願いいたします。

事務局　　はい、再度３ページに戻っていただいてよろしいですか。３件目になります。整理番号７（５－３）、申請地が長与町平木場郷（地番）、田、面積は１３１㎡。２筆目が同じく（地番）、畑、面積は８０３㎡。合計面積は９３４㎡です。農地区分は農用地区域外の２筆です。申請者は譲渡人が長与町平木場郷（地番）、（氏名）さん。譲受人は諫早市森山町（地番）、株式会社〇〇建設　代表取締役　（氏名）さん。申請目的は建売住宅用地及び宅地への通路としての所有権移転の売買です。施設の概要は木造スレート葺き２階建ての３棟で、各棟とも同型になります。建築面積は１棟あたり６６．２４㎡。

備考欄をご覧ください。申請地の他に所要面積に含まれている土地があります。道路から入った場所の通路とする（地番）で、地目が宅地、面積が３．２９㎡。それと同じく通路とする奥で（地番）、地目は溜池となっていますが、その内の一部で面積が５１㎡。所要面積を合計しますと９８８．２９㎡。転用については４筆が関わってくることになります。雨水排水は既設側溝に放流し、汚水は公共下水道に接続するということです。工事にあたっては擁壁を設けて土砂の流出を防ぐということになっております。宅地造成をする上の方は譲渡人が所有されている農地だけであり、建設される際は住宅地より高いところにありますので支障はありません。都市計画区域外です。この申請についての立地基準は２種農地で、一般基準については問題ございません。

申請地の場所を説明いたします。５ページをお開き下さい。平木場郷の（施設名）を約６００ｍ過ぎましたら〇〇バス停があります。その右側の川を渡り、（施設名）を起点として申請地までの距離は約５９０ｍになります。地図でご覧のとおり申請地の道路側の横一帯は住宅地が形成されています。備考欄で申し上げた農地ではない所要地は、入口側の小さな三角の宅地で、もう一つは溜池と申し上げましたが、道路から入る通路の突き当たりになります。既に埋まっており、転用申請されている（地番）と、向かい側の（地番）の溜池と接するところになります。申請地は青色で表示しているところになります。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、この場所は私の担当地区で、２０日に現地で立会いをいたしました。説明がありました（地番）帯状の狭い土地は、耕作道路として現在使用されております。もう一つの（地番）は現在除草管理をされていますが、長年作付けはされておりません。図面を見ていただきますと、周りは宅地がありますが、それ以外は譲渡人の〇〇さんの所有地です。先程説明がありました溜池と、左の方にある溜池も（譲渡人）さんの所有となっています。元々は田でしたが、今は宅地になっており水をためておく必要が無くなりましたので川のようになり流しっぱなしになっております。近隣の農地には影響が無いものと考えております。

皆さんからのご意見ご質問を受け付けたいと思いますが、何かございますか。ご意見ご質問が無いようですので審議を終了させていただきますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　この３件目の農地法第５条の許可申請も県に進達することについてご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとのことですので進達することに決定いたします。第５条申請の最後になりますが、４件目の説明をお願いいたします。

事務局　　はい、６ページをご覧ください。この申請には記憶があるかと思いますが、本年３月の総会でご審議いただき、県に進達をしたものです。一部、仮換地前の登記簿上の記載が申請書に漏れていたということで、県とも書類上の差し替えでいいのかどうかという協議をいたしましたところ、一度取り下げをしてほしいということであり、新たに今月の議案で上げさせていただきました。所要面積・建築面積などの変更は一切ありません。審議いただいたとおりです。書類上のことだけで申し上げますと内容的なものについては差し替えということになりますが、今回改めて、一部省略し説明いたします。３月にご審議いただいたと申し上げましたが、全員出席で、そのときの議事録もありますので、よろしくお願いいたします。

整理番号８（５－４）、３月の申請地では長与町高田郷（地番）、畑、５６㎡と申し上げておりましたが、以下２筆が追加となっております。長与町高田郷（地番）、畑、換地後の面積は１６７㎡の一部。もう１筆は同じく（地番）、田、１３㎡。換地後の面積は１６７㎡の一部。換地後の合計面積は１７９㎡。以上が漏れていた部分の内容の説明になります。１筆目は換地後面積が１２㎡と申し上げていますが２筆目・３筆目は１６７㎡の一部と先程申し上げましたとおり、そういう表現の表示をしております。この表示の意味は先程委員さんがお尋ねになったところの内容の説明にも一部似たところがあります。再度申し上げれば、他の地目、山林とか宅地とかそれぞれの面積に含まれているところから一部という表現をさせていただいています。農地区分は農用地区域外の３筆です。申請者は譲渡人、譲受人、申請目的そして施設の概要は先程申し上げましたとおり３月の総会でご説明したものと一切変わっておりません。

申請地の場所をご説明いたします。７ページをお開き下さい。先程見ていただいた案件と同じところになります。これにつきましても３月の申請の時の計画図のとおり位置についても全く変更ございません。以上です。

議　長　　ただ今の事務局からの説明に関連して地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

１０番　　１０番河内です。事務局以上の説明はありません。

議　長　　説明が終わりましたが、皆さんからご意見ご質問はありませんか。

６　番　　６番柿本です。参考までにお聞きします。農業委員会の審査票の中で、農地転用に関する意見の９番に被害防除計画書添付とありますが、この計画書の内容は。

事務局　　意見書の９番については全ての件で被害防除計画書という様式を出していただいて判断しています。主な記載内容が３つあり、１番目が周辺の農地・道路への土砂の流出防止処置。今回でいえば工事にあたり土留め工事をする、擁壁を設けるということになります。２番目が近隣の農業の日照・通風・耕作に影響を及ぼさないかということで、通常は高さを加減して周囲の農地に陽が当たるようにする等で、申請地は宅地なので問題ありません。３番目が排水計画です。本件は住宅地が整備されていますので排水上問題ありませんが、審議いただいているように排水等の確認のチェックを様式で書いております。以上３点を確認しております。

議　長　　他にご意見ご質問ありませんか。何もなければご意見ご質問並びに審議を終了いたしますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　事務局が申し上げたとおり、３月総会で審議しており書類の手続き上ということで理解していただきたいということでご異議ないでしょうか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとのことですので進達することに決定いたします。
次に、第２号議案　農地利用集積計画についてお願いいたしますが、土地の所在が２件とも同じ地域となっていますので１件目に続いて２件目も併せて説明をして下さい。

事務局　　はい。第２号議案　農用地利用集積計画についての１ページをお開き下さい。朗読と説明

をいたします。第２号議案　農用地利用集積計画について上記議案を提出いたします。平成２６年５月２６日　長与町農業委員会会長　田中　稔。提案理由といたしまして農業経営基盤強化促進法第１８条の規程に基づき農用地利用集積計画の議決を求められたので提案する。

２ページから４ページについては、個別の説明に入る前の系統ということで毎月ご説明しておりますので今月から割愛させていただきますがよろしいでしょうか。

【はいの声あり】

事務局　５ページをお開きください。１件目からご説明いたします。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所。（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所。（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、面積は１，０６８㎡。同じく山口原（地番）、田、面積は８０３㎡。合計面積が１，８７１㎡となります。２筆とも賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２６年６月１日から平成３１年５月３１日までの５年間です。年間の借賃は２筆合計で２９，４００円となります。新規です。

続けて２件目の利用権設定の説明をいたします。７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所。（氏名）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権の設定をする者の氏名及び住所。（氏名）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は長与町三根郷（地番）、田、面積は３４０㎡。賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２６年６月１日から平成３１年５月３１日までの５年間。年間の借賃は５，３００円です。これも新規です。

１件目と２件目の土地の所在を申し上げます。９ページをお開き下さい。１件目の２筆の方からご説明します。三根郷の三又で信号がある本川内と川平に分かれる道路があります。その道路を〇〇方面に約９０ｍ進み、右側に曲がりますと（施設名）に着きます。その向かい側の土地と１筆跨いだ一部道路に面している１筆の合計２筆で、青色で表示している２筆になります。２件目の場所は、１件目でご説明しました（地番）の田に囲まれている（地番）の田になります。以上です。

議　長　事務局からの説明に関連して地元委員さんから補足説明はありませんか。

１２番　１２番坂口です。貸主のお二人とお話をしました。（１件目貸主）さんは共働きされています。（２件目貸主）さんは病気されており水田に入るのがつらいということでした。借主の〇〇さんは新しく農作業用の機械を買ってがんばってやろうというお気持ちがある人です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見ご質問はありませんか。無ければ２件目までの審議を終了しますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　問題無いようですので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、許可することに決定をいたします。続けて３件目の説明をお願いいたします。

事務局　　はい、１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所。（氏名）さん、長与町高田郷（地番）。利用権の設定をする者の氏名及び住所。（氏名）さん、長与町高田郷（氏名）。利用権の設定をする土地は合計７筆になります。同じ字ですので２筆目からは番地と面積のみを朗読いたします。長与町高田郷（地番）、畑、面積は８７９㎡。同じく（地番）、１，３４４㎡。同じく（地番）、５７８㎡。同じく（地番）、１１７㎡。同じく（地番）、４７２㎡。同じく（地番）、６１２㎡。同じく（地番）、１，６６２㎡。合計面積は５，６６４㎡となります。利用権の種類も全て使用貸借権です。具体的な作物はみかん。平成２６年６月１日から平成３６年５月３１日までの１０年間で継続です。
　土地の所在を申し上げます。１２ページをお開き下さい。（施設名）横の〇〇団地の外れでその他の道路に接している７筆の一団の農地で青色で表示しているところです。以上です。

議　長　　事務局からの説明に関連して地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

３　番　　３番辻田です。貸主と借主は親戚関係になります。以前からの継続で何も問題ないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見ご質問ありませんか。無いようですので審議を終了いたしますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　問題無いようですので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、許可することに決定をいたします。続けて４件目の説明をお願いいたします。

事務局　　はい、１３ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権の設定をする土地は長与町斉藤郷（地番）、田、面積は３９１㎡。同じく（地番）、田、４３１㎡。同じく（地番）、田、９０５㎡です。利用権の種類は３筆とも賃貸借権で、具体的な作物は水稲。平成２６年６月１日から平成２９年５月３１日までの３年。年間の借賃は現物支給で、合わせて米１０４ｋｇを自宅搬入ということです。新規です。
　土地の所在地を申し上げます。１５ページをお開き下さい。（施設名）と（施設名）の間の道路を約１７０ｍ行った左側の道路に面している場所で、３筆とも青色で表示しているところです。以上です。

議　長　　事務局からの説明に関連して地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

５　番　　５番白﨑です。（貸主）さんが昨年まで田を作っておられたのですが、体の調子が良くないということで、（借主）さんにお願いするということになりました。（借主）さんはトラクターやコンバインを持っておられ、頑張ってやるということですので問題ないと思います。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見ご質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　何も無いようですので審議を終了したいと思いますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　問題は無いようですので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、許可することに決定をいたします。５件目、６件目は地区が同じですので続けて説明をお願いいたします。

事務局　　はい、１６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は長与町岡郷（地番）、田、面積は８６８㎡。賃貸借権で具体的な作物は水稲。平成２６年６月１日から平成２７年５月３１日までの１年間。年間の借賃は現物支給で米６０ｋｇを１０月頃自宅搬入ということです。新規です。

続けて６件目を説明いたします。１８ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は長与町岡郷（地番）、田、面積は１，０７７㎡。賃貸借権で具体的な作物は水稲です。平成２６年６月１日から平成２７年５月３１日までの１年間です。年間の借賃は現物支給で米６０ｋｇを１０月頃自宅搬入ということです。５件目と６件目の土地所有者は同じ住所でご夫婦ということですが、名義が違うということでそれぞれ利用権の設定をいただいています。

２件の土地の所在地を申し上げます。２０ページをお開き下さい。５件目の方からご説明いたします。国道２０７号線の〇〇バス停から約１６０ｍ行き、（施設名）に入る道からすぐ左に入る二又になった道を約３０ｍ下ったところが５件目で、６件目が（施設名）に向かう道を約１００ｍ下った先の左側で海岸に面したところでそれぞれ青色で表示しているところになります。以上です。

議　長　　事務局からの説明に関連して地区担当委員さんから補足説明はありませんか。

６　番　　６番柿本です。（貸主）さんと（貸主）さんは先程説明がありましたとおりご夫婦です。ご両人ともご高齢で、長崎市内にお住まいの子供さんが手伝いをされていたんですが、お勤めになっていますので管理ができないということです。（借主）さんは水稲を約８反程されております。水稲栽培に対する知識も豊富な方で問題無いと思います。労働力に関してはご夫婦と子供さんの３人で意欲的に取り組まれています。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見ご質問はありませんか。何も無いようですので審議を終了したいと思いますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　問題は無いようですので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしということですので、許可することに決定をいたします。
次は日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

事務局　　はい、別紙の平成２６年５月農業委員会総会報告事項になります。１ページをお開き下さい。農地改良届出報告書です。土地の所在は長与町丸田郷（地番)。地目は台帳が畑、現況は一部が畑。面積は５，０４２㎡のうち１，０００㎡が改良対象となっています。土地所有者の氏名が（氏名）さん、住所が長与町丸田郷（地番)。作付け作物は椿です。農地改良の目的は５段になっている２段目３段目を１枚に、４段目５段目を１枚に段差の解消をして農作業の利便性の向上を図るものです。今回、作付けが椿ということで、ご本人に作付けをするに至った理由を伺っておりますのでご報告をいたします。
結論から申し上げますと、苗を植えてから５年を目途に、実を雲仙市にあります（施設名）へ出荷するために行う農地改良ということです。完了予定は平成２６年１２月５日です。上記のとおり農地改良の届出が平成２６年４月３０日に、現地確認を平成２６年５月７日に行いましたのでご報告いたします。平成２６年５月２６日農業委員　梶尾厚。代読です。
土地の所在地を申し上げます。２ページをお開き下さい。（施設名）から道路を隔てたところになります。上の方には墓地が点在しています。赤枠で囲っているところが１，０００㎡となります。この部分しか畑として使用できないようなところで、他は急傾斜地となっており改良するとがけ崩れのようになるところです。以上です。

議　長　　地元委員さんから何かありますか。

９　番　　９番梶尾です。事務局からの説明のとおりです。地図に書いてある赤色で囲っているところは、以前みかんが栽培されていました。下の方は急傾斜地で荒れたようになっています。段差がある所を平らにして椿を植えるということです。椿は平坦地に植える規格が決まって

いるそうです。問題は無いと思います。

議　長　　事務局並びに地元委員さんからの報告がありましたが、お尋ねしたいことはありませんか。

【はいの声あり】

議　長　　無いようですので、次に行事報告をお願いいたします。

【この後、平成２６年５月行事報告が行われた。】

これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上を持ちまして、長与町農業委員会５月総会を閉会します。

【この後、以下の内容について説明が行われた。】
【農地中間管理機構について】
【農作業の労働災害防止説明会について】
【長与町・時津町農業委員合同研修会について】